

## 消費税「インボイス制度」対策セミナー

消費税の“インボイス制度※”が導入されると、発注側は「消費税の仕入税額控除ができなくなる?」「外注先を変えなければならなくなる?」、受注側は「免税事業者ではいられなくなる?」「取引先を失うことになる?」など様々な疑問や問題が出てきます。

当セミナーでは、改めて、軽減税率制度への対応の確認と今後導入されるインボイス制度の仕組み、準備すべきことなどを解説します。

日 時

令和4年1月21日(金) 19:00 ~ 20:30

場 所

輪之内町商工会館(輪之内町四郷2520)

講 師

公認会計士 三浦陽平氏

その他

聴講無料! どなたでも参加できます

参加の際は、自らが消費税「課税事業者」なのか、課税事業者なら申告方法は、「原則課税」又は、「簡易課税」なのか、ご確認の上ご参加下さい。

### ※「インボイス」とは……

売り手が買い手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」「適用税率」「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

- ・セミナー当日は必ずマスクを着用して頂き、発熱・咳等の症状が見られる場合には、出席をご遠慮下さい。
- ・当日受付の際、ご来場の方全員に手指消毒を行っていただき、検温をお願いします。37.5℃以上の方につきましては、参加をお断りさせていただきますのでご了承下さい。

## 輪之内町商工会・輪之内町青色申告会

〒503-0204 岐阜県安八郡輪之内町四郷2520 TEL:0584-69-2188

E-mail:wanouchi@ml.gifushoko.or.jp FAX:0584-69-3953

### 消費税「インボイス制度」対策セミナー 申込書

事業所名		住 所	
受講者名		TEL	

この事業は、岐阜県の補助金を受けています